

鞍手町指名停止等措置要綱

平成26年10月31日鞍手町告示第89号

改正

平成31年3月29日告示第49号

(趣旨)

第1条 鞍手町が発注する建設工事（以下「町発注工事」という。）に関し、建設業者に対して行う指名停止等の措置については、この要綱の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 次号に規定する建設工事に係る競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業をいう。
- (3) 役員 法人の会長、取締役、監査役、支店長及び営業所長をいう。
- (4) 使用人 役員以外の常用雇用者をいう。
- (5) 主管課長 入札及び契約事務を担当する課の課長をいう。
- (6) 課長等 各課（局）長又は出先機関の長をいう。
- (7) 契約担当者 町長又は町発注工事に係る請負契約の締結権限の委任を受けた職員をいう。
- (8) 指名停止 町発注工事に係る請負契約のための指名競争入札に関し、期間を指定して指名しない措置をいう。

(指名停止)

第3条 町長は、建設業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該建設業者に対して、情状に応じ、同表の期間欄に定めるところにより期間を指定し、指名停止を行うものとする。

- 2 町長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る建設業者を指名してはならない。当該指名停止に係る建設業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき建設業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 町長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員である建設業者（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 町長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る建設業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 建設業者が一の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 建設業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表その2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 町長は、建設業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 町長は、建設業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大

な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 町長は、指名停止の期間中の建設業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で、指名停止の期間を変更することができる。
- 6 町長は、指名停止の期間中の建設業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該建設業者に対する指名停止を解除するものとする。
- 7 別表その3の第1号から第3号までの措置要件により指名停止を行った場合は、当該指名停止の期間を経過する時点において、指名停止措置の措置要件に該当しているか、福岡県警察本部に確認を行うものとする。その結果、該当している旨の通知があったときは、当該建設業者に対して、別表その3の期間欄に定めるところにより期間を指定し、指名停止を行うものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 町長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第5条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は鞍手町の職員（特別職を含む。以下同じ。）が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、建設業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表その2第4号又は第7号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める長期の期間。

- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各公共工事発注機関の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表その2第4号、第5号又は第6号に該当する建設業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間。

(3) 鞍手町又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表その2第7号、第8号又は第9号に該当する建設業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間。

（課長等に対する指名停止の通知）

第7条 町長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定による指名停止期間の変更を行い、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、指名停止決定（変更・解除）通知書（様式第1号）により、課長等へ通知するものとする。

（建設業者への通知）

第8条 町長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書（様式第2号）により、第3条第2項後段の規定により指名を取り消したときは指名取消通知書（様式第3号）により、指名停止期間の変更を行ったときは指名停止期間変更通知書（様式第4号）により、第5条第6項若しくは第7項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（様式第5号）により、当該建設業者に対して遅滞なく通知するものとする。

2 町長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由となった事案が町発注工事に関するものであるときは、当該建設業者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（指名停止の公表）

第9条 町長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い又は第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは、指名停止措置状況書（様式第6号）を閲覧に供するとともに、町のホームページに掲載し公表するものとする。

（不正行為等の報告）

第10条 課長等は、その所管する町発注工事に関し、別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、速やかに不正行為等報告書（様式第7号）により、主管課長を経て、町長に報告しなければならない。

（随意契約の相手方の制限）

第 11 条 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特許権の設定された工法等を使用しなければならない等やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第 12 条 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者が町発注工事の一部を下請（一次及び二次下請以降全ての下請を含む。）若しくは受託し、又は町発注工事の資材、原材料の購入契約等の相手方となることを承認してはならない。

2 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者が町発注工事の完成保証人となることを承諾してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 13 条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該建設業者に対して、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 49 号）

この告示は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

別表その1 町内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町発注工事に係る競争参加資格確認申請書、入札参加資格審査申請書その他関係資料（記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 町発注工事の施行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。 </p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>3 前号に掲げるもの以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、町発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内</p>

別表その2 贈賄又は不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が鞍手町（鞍手町の設立に係る公社を含む。以下同じ。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18ヵ月以上24ヵ月以内
2 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が福岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12ヵ月以上18ヵ月以内
3 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が福岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6ヵ月以上12ヵ月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 町発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から18ヵ月以上24ヵ月以内
5 福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から12ヵ月以上18ヵ月以内
6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から6ヵ月以上12ヵ月以内
(競売入札妨害又は談合)	
7 町発注工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18ヵ月以上24ヵ月以内
8 福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12ヵ月以上18ヵ月以内
9 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない	逮捕又は公訴を知った日から6ヵ月以上12ヵ月以内

<p>で公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>10 町発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>11 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町発注工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、建設業者である個人又は建設業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。）が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を宣告され、町発注工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
---	---

別表その3 暴力的組織等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 次のいずれかに該当するものとして福岡県警察本部から通知があり、町発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。</p> <p>(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 36ヵ月</p>
<p>2 次のいずれかに該当するものとして福岡県警察本部から通知があり、町発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。</p> <p>(2) 前号(1)又は(2)に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。</p> <p>(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。</p> <p>(4) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。</p> <p>(5) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。</p> <p>(6) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。</p>	<p>(1)～(5)について 当該認定をした日から 24ヵ月</p> <p>(6)について 当該認定をした日から 18ヵ月</p>
<p>3 前号に規定する場合において、役員等又は使用人が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法、暴力行為等処罰に関する法律による罰金刑を宣告されたとき（同号(1)から(6)までのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。）。</p>	<p>当該認定をした日から 36ヵ月</p>

<p>4 町発注工事に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受けあるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず町に報告せず、又は所轄の警察署に届出なかったとして福岡県警察本部から通知があり、町発注工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4ヵ月</p>
--	---------------------------

様式第1号（第7条関係）

番 号
年 月 日

課長 殿

町長名

印

指名停止決定（変更・解除）通知書

商号又は名称	本 社		支店等の 名 称		
代表者氏名	代表者 氏 名		支 店 長 等 氏 名		
主たる業種 許可番号等	許 可 番 号 等	大臣知事 （ 年 月 日） 号	主たる 業 種	氏名資 格名簿	番 号
会社所在地	本 社 （店）		支 店 （営業所）		
関係工事名					
工事場所					
指名停止期間	年 月 日から 年 月 日まで（ カ月間）				
変更期間	年 月 日から 年 月 日まで（ カ月間）				
解除年月日	年 月 日				

（指名停止の理由）

（措置基準別表 第 号該当）

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

町長名 印

指名停止通知書

今度の貴社（殿）の行為は、町発注工事の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてあつてはならないものであり、誠に遺憾であります。

よって、今後町が発注するすべての請負工事に際し、下記のとおり貴社（殿）の指名を停止することにしたので通知します。

なお、貴社（殿）が現在施工中の 工事については、これが工期内完全しゅん工のため格段の努力をされるよう申し添えます。

〔注〕別表その3（暴力的組織等に対する措置基準）に該当する場合、又は該当する可能性がある場合は、なお書きは削除して使用すること。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日から
（ ヲ月間）
年 月 日まで

様式第3号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

町長名 印

指名取消通知書

先に、 工事について、 年 月 日 第
号をもって貴社（殿）に指名通知をしたところではありますが、今回貴社（殿）の指名停止の
決定があり、指名を取り消したので、通知します。

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

町長名 印

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日 第 号をもって貴社（殿）の指名停止を行った旨を通知したところでありますが、このたび、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第5号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

町長名

印

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日 第 号をもって貴社（殿）の指名停止を行った旨を
通知したところでありますが、 年 月 日をもって当該指名停止を解除したので通
知します。

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者：住所
商号又は名称
- 2 指名停止の期間： 年 月 日～ 年 月 日（ 間）
- 3 事実概要：
- 4 指名停止の理由：

【指名停止措置要綱 別表 第 号該当】

措置要件	期間

課長 殿

課長

印

不正行為等報告書

商号又は名称	本 社			支 店 等 の 名 称	
代表者氏名	代表者 氏 名			支店長等 の 氏 名	
主たる業種 許可番号等	許可番 号 等	大臣知事 (年 月日)	号 主たる 業 種		指名資 格名簿 番号
会社所在地	本 社 (店)			支 店 (営業所)	
関係工事名					
不正行為等 発生年月日					
不正行為等 発生場所					

(不正行為等の内容)

(注) 新聞情報、その他参考資料添付